
社会福祉法人ピジョン福祉会

はとぼっぼ保育園

評議員・役員・委員報酬規程

社会福祉法人 ピジョン福祉会

評議員・役員・委員報酬規程

評議員・役員・委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ピジョン福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき評議員・役員・委員の報酬について規程するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 評議員・役員・委員報酬
- (2) 評議員・役員・委員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員・役員・委員報酬)

- 第4条 評議員報酬は、評議員が理事長の招集に応じ評議会等に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 2 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会等に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
 - 3 監事が会計監査や理事会等のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
 - 4 評議員選任・解任委員が委員会等のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。
 - 5 第三者委員が苦情処理や定例報告等のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(役員報酬の支払)

第5条 評議員・役員・委員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 評議員・役員・委員の旅費は、法人職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決をもって行う。

附則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改訂実施する。